

箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町民が安心して子どもを産み育てられる医療環境の充実を図るため、箕輪町内（以下「町内」という。）に産科医療施設、小児科医療施設又は助産所（以下「医療施設等」という。）を開設しようとする者に対し、医療施設等の整備に要する経費の一部を予算の範囲内において補助金として交付することに関して、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産科医療施設 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所で、産科医療を行うものをいう。
- (2) 小児科医療施設 医療法第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所で、小児科医療を行うものをいう。
- (3) 産科医療 主たる診療科目が産科又は産婦人科であり、分べんを取り扱うことをいう。
- (4) 小児科医療 主たる診療科目が小児科又は小児外科であり、小児の診療を行うことをいう。
- (5) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）第6条第2項に規定する医師免許証を交付された者をいう。
- (6) 医療法人等 医療法第39条第2項に規定する医療法人その他営利を目的としない法人をいう。
- (7) 助産所 医療法第2条に規定する助産所をいう。
- (8) 助産師 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第3条に規定する助産師をいう。

(補助の対象者)

第3条 この補助金を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 町内に医療施設等を開設し、継続して10年以上産科医療、小児科医療又は助産を実施する見込みがあること。
- (2) 町が実施する母子保健事業及び子育て支援事業に協力するとともに、町と連携して地域医療活動を行うこと。
- (3) 産科医療施設及び小児科医療施設を開設しようとする場合は、診療科目に

応じて、次に掲げる医師が勤務すること。

ア 産科の場合は、産科医療の臨床経験を5年以上有し、かつ、次のいずれかの医師であること。

(ア) 公益社団法人日本産科婦人科学会から産婦人科専門医として認定された医師

(イ) 一般社団法人日本周産期・新生児医学会から周産期専門医(母体・胎児)として認定された医師

イ 小児科の場合は、小児科医療の臨床経験を5年以上有し、かつ、次のいずれかの医師であること。

(ア) 公益社団法人日本小児科学会から小児科専門医として認定された医師

(イ) 特定非営利活動法人日本小児外科学会から小児外科専門医として認定された医師

(ウ) 一般社団法人日本小児神経学会から小児神経専門医として認定された医師

(エ) 一般社団法人日本周産期・新生児医学会から周産期専門医(新生児)として認定された医師

ウ 産科及び小児科のいずれも開設する場合は、産科においてはア、小児科においてはイの要件にそれぞれ該当する医師が勤務すること。

(4) 助産所を開設しようとする場合は、助産の経験を5年以上有している助産師が勤務すること。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象経費は、医療施設等の開設に直接必要な経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 建物建築費、建物購入費、建物改修費及び医療機器購入費

(2) その他町長が必要と認めた経費

(補助金の額及び交付回数)

第5条 補助金の額は、前条の補助金の対象経費の総額の5分の1以内の額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、上限を産科医療施設については2,000万円、小児科医療施設については1,500万円とし、交付回数は1回とする。

2 前項の規定に関わらず、助産所の補助金の額は、補助金の対象経費の総額とする。ただし、上限を200万円とし、交付回数は1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、医師である場合(以下「補助申請医師」という。)、医療法人等である場合(以下「補助申請医療法人等」という。)、又は助産師である場合に応じて、箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 補助申請医師の医師免許証の写し、補助申請医療法人等においては当該補

助申請医療法人等において勤務する医師の医師免許証の写し、又は助産師においては助産師免許証の写し

(2) 補助申請医師、勤務する医師又は助産師の履歴書の写し

(3) 補助申請医師又は勤務する医師が各学会の認定する専門医の資格を有している認定証の写し

(4) 事業計画書（様式第2号）

(5) 収支予算書

(6) 補助金の対象経費に係る見積書

(7) 医療法人等にあつては、法人の登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）及び定款の写し

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、前条の書類の提出があつたときは、これを審査し適当と認めるものについては、交付を決定し申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請等）

第8条 前条の規定により交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該申請内容を変更しようとするときは、箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業変更計画書（様式第4号）

(2) 変更内容が確認できる書類

2 交付決定者は、当該申請を取下げようとするときは、前項の申請書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前2項の申請書の提出があつたときは、申請書の内容審査その他必要な審査を行い、変更又は取下げの承認又は不承認を決定し、交付決定者に通知するものとする。

（補助の実績報告）

第9条 交付決定者は、医療施設等の整備が完了したときは、速やかに箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金実績報告書（様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 医療施設等の開設許可書の写し

(2) 医療施設等の登記事項証明書（謄本）

(3) 土地家屋の賃貸料が発生する場合は、賃貸借契約書の写し

(4) 事業実績書（様式第6号）

(5) 経費明細書

(6) 経費の支出が確認できる書類

（補助金の交付の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査するとともに現地調査を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による確定通知書を受けた交付決定者は、箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助の取消し)

第12条 町長は、交付決定者が箕輪町補助金等交付規則第15条及び次の各号に該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 医療施設等の開設予定日の翌日から1年以上医療施設等の業務を開始しないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が取消しを必要と認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付を受けた者が前条又は次の各号に該当すると認められるときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、期限を定めてその返還を求めるものとする。ただし、やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りではない。

(1) 医療施設等の開設日から5年未満で医療施設等の業務を廃止したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が返還を必要と認めたとき。

2 前項第1号の規定に該当したときの補助金を返還させる額は、医療施設等の開設期間に応じて、補助金額に次の表の返還率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

開設期間	返還率
5年以上	—
4年以上5年未満	5分の1
3年以上4年未満	5分の2
2年以上3年未満	5分の3
1年以上2年未満	5分の4
1年未満	5分の5

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(様式第 1 号) (第 6 条関係)

箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金交付申請書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住所又は所在地

氏名又は法人名

印

代表者職氏名

電話番号

箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金を受けたいので、箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金交付規則第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 補助申請医師の医師免許証の写し、補助申請医療法人等においては当該補助申請医療法人等において勤務する医師の医師免許証の写し、又は助産師においては助産師免許証の写し
- (2) 補助申請医師、勤務する医師又は助産師の履歴書の写し
- (3) 補助申請医師又は勤務する医師が各学会の認定する専門医の資格を有している認定証の写し
- (4) 事業計画書（様式第 2 号）
- (5) 収支予算書
- (6) 補助金の対象経費に係る見積書
- (7) 医療法人等にあつては、法人の登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）及び定款の写し

(様式第2号)(第6条関係)

事業計画書

医療施設等の名称			
医療施設等の所在地			
医療施設等の診療科目	産科・小児科・助産 (左記以外の診療科目)		
勤務医師・助産師の氏名			
土地の状況	自己所有・医療法人等所有・借地・その他 ()		
建物の状況	自己所有・医療法人等所有・借家・その他 ()		
	新築・増築・改築・その他 ()		
病床数	有 () 床) ・ 無		
建物の構造	() 造 階建て		
面積	建築面積 m ² ・ 延べ床面積 m ²		
用途	用途 ()		
施工予定期間	着工 年 月 日～竣工 年 月 日		
開設予定日	年 月 日		
整備費内訳	費 目	金 額 (円)	備 考
補助対象事業分			
補助対象事業分合計	円		
財源内訳	金 額 (円)	備 考	
自己資金	円		
借入金	円		
寄付金	円		
その他	円		
合 計	円		

(様式第 3 号) (第 8 条関係)

箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金交付変更(取下げ)申請書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住所又は所在地

氏名又は法人名

印

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金について、下記理由により申請内容を変更(取下げ)したいので、箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金交付規則第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更(取下げ)理由

【添付書類】(変更申請の場合のみ)

事業変更計画書(様式第 4 号)

変更内容が確認できる書類

(様式第4号)(第8条関係)

事業変更計画書

医療施設等の名称			
医療施設等の所在地			
医療施設等の診療科目	産科・小児科・助産 (左記以外の診療科目)		
勤務医師・助産師の氏名			
土地の状況	自己所有・医療法人等所有・借地・その他 ()		
建物の状況	自己所有・医療法人等所有・借家・その他 ()		
	新築・増築・改築・その他 ()		
病床数	有 () 床) ・ 無		
建物の構造	() 造 階建て		
面積	建築面積 m ² ・ 延べ床面積 m ²		
用途	用途 ()		
施工予定期間	着工 年 月 日～竣工 年 月 日		
開設予定日	年 月 日		
整備費内訳	費 目	金 額 (円)	備 考
補助対象事業分			
補助対象事業分合計	円		
財源内訳	金 額 (円)	備 考	
自己資金	円		
借入金	円		
寄付金	円		
その他	円		
合 計	円		

※変更する箇所のみ記載すること。

(様式第 5 号) (第 9 条関係)

箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金実績報告書

年 月 日

箕輪町長

申請者 住所又は所在地

氏名又は法人名

印

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金について、医療施設等の整備が完了したので、箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金交付規則第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

【添付書類】

- (1) 療施設等の開設許可書の写し
- (2) 医療施設等の登記事項証明書（謄本）
- (3) 土地家屋の賃貸料が発生する場合は、賃貸借契約書の写し
- (4) 事業実績書（様式第 6 号）
- (5) 経費明細書
- (6) 経費の支出が確認できる書類

(様式第 6 号) (第 9 条関係)

事業実績書

医療施設等の名称			
医療施設等の所在地			
医療施設等の診療科目	産科・小児科・助産（左記以外の診療科目）		
勤務医師・助産師の氏名			
土地の状況	自己所有・医療法人等所有・借地・その他（）		
建物の状況	自己所有・医療法人等所有・借家・その他（）		
	新築・増築・改築・その他（）		
病床数	有（）床） ・ 無		
建物の構造	（）造 階建て		
面積	建築面積 m ² ・ 延べ床面積 m ²		
用途	用途（）		
施工期間	着工 年 月 日～竣工 年 月 日		
開設日	年 月 日		
整備費内訳	費 目	金 額（円）	備 考
補助対象事業分			
補助対象事業分合計	円		
財源内訳	金 額（円）	備 考	
自己資金	円		
借入金	円		
寄付金	円		
その他	円		
合 計	円		

(様式第7号)(第11条関係)

箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金請求書

年 月 日

箕輪町長

請求者 住所又は所在地

氏名及び法人名

印

代表者職氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付の確定通知を受けた箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金について、箕輪町出産子育てに係る医療施設等整備補助金交付規則第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 振込先 (この情報は上記の事務以外には使用いたしません)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。